

内閣委員會議録 第四号

昭和三十一年十一月七日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 高橋 等君 理事 床次 徳二君

理事 保科善四郎君 理事 前田 正男君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 小 義昭君

薄田 美朝君 辻 政信君

林 唯義君 眞崎 勝次君

西ヶ久保重光君 淡谷 悠藏君

稻村 隆一君 西村 力弥君

横路 節雄君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務局長) 龍本 忠男君

總理府事務官(事務局長) 今松 治郎君

總理府事務官(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君

自治政務次官 中島 茂喜君

總理府事務官(自治行政局長) 小林與三次君

労働事務官(労働局長) 龜井 光君

委員外の出席者

總理府事務官(自治行政局長) 柴田 護君

財政政局財政課長 専門員 安倍 三郎君

十一月七日

委員中村高一君辞任につき、その補欠として横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

十一月六日

駐留軍関係離職者等臨時措置法案(石橋政嗣君外二十三名提出、衆法第二号)

の審査を本委員会に付託された。

十一月六日

寒冷地手当等の増額に関する陳情書外二十五件(会津若松市福島県立会津盲ろう学校長渡部良作外八百二十八名(第一号))

遺族扶助料等増額に関する陳情書(盛岡市菜園岩手県旧軍人恩給権擁護連盟会長田村武夫(第二号))

元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する陳情書(柏崎市港町一桑原正治外十二名(第三八号))

美保基地拡張反対に関する陳情書(倉吉市役所職員組合執行委員長木下正頼(第四四号))

建国の日制定反対に関する陳情書(東京都文京区森川町七字野法二外六十七名(第六三三号))

園芸局設置に関する陳情書(高知県知事溝渕増巳外七名(第八四号))

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

〇相川委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質

疑を続行いたします。受田新吉君。

〇受田委員 引き続き御苦労でございます。私はあなたにはあまり質問を申し上げまいと思つていたわけですが、これも、せっかくお一人早くからおいでになつておりますので、お尋ね申し上げますが、きのう保留申し上げておつた残余の質疑で、その後が党の委員からお尋ね申し上げた例の寒冷地に関する陳情書、すなわち寒い地方に支給している手当は、寒冷地手当や石炭手当、薪炭手当と三つあるわけですが、これは特別の法律もちゃんとできているわけですが、その取扱ひの問題についてどう政府の所信が表明はされておつたようでございますが、実際にこういふ地域の諸手当を整理して一本にしようということになるならば、どういふ形で一本に合理的にこれをまとめようとするのが、具体的な方策を一つお示し願ひたいと思つた。すなわち寒冷地、石炭、薪炭というこれらの諸手当を一本にして、たとえばこれを一括して寒冷地手当というものにしてやうとするのか、あるいは名称は依然としてこれらの三つの手当を残したままでもその合理化をはかろうとするのか、このいずれであるかをお答え願ひたいと思ひます。

〇今松政府委員 寒冷地の手当と石炭手当、薪炭手当、これの合理化といふことは、実は結論的には非常に言いやすいやうであります。実際上、それと、それそれ理由もありませんし、ま

たその俸給額によつてきめた手当と、石炭手当や薪炭手当のごときは、世帯主と非世帯主とできめておるといふやうな関係もありました。まして、まだ結論に達しておらないのでござい

ます。従つてこれを一本にして寒冷地手当とするか、また手当の名前を残して内容を合理化するかといふことにつき

まして、まだわれわれの方として結論は出ておりませんが、できれば寒冷地手当といふものの中に一本にするこ

とができればいいんじゃないかと思つて、今検討をいたしておるやうな状況でございます。

〇受田委員 そうしますと、石炭手当と薪炭手当とは、寒冷地手当という名称で統一するということ、そういう構想でやられるということに了解してよろしいのですか。

〇今松政府委員 私はそうした方がい

いんじゃないかと思つておりますが、

そうなるということをごで申し上げ

ることは、まだ早いと思ひます。

〇受田委員 そうしますと、今お説の

ように、金額をもつて手当にしている

ところもあれば、あるいは石炭そのもの

の実物を中心とした計算にしておる

ものもあれば、あるいは世帯を考へてい

くのもあるというやうな、いろいろな

考へ方であるというやうなものを整理す

る方法としては、たとえば世帯を中心

に考へていく、純粋な生活給を中心

に考へていく、あるいは基礎的な俸給に

準じた能率給的なものが多少でも入る

とかいふやうなものを、どう整理しよ

うかといふことになる、はなはだ技

術的にむずかしいと思つたのでござい

ますが、そういうものはどう考へてい

たらよろしうございませうか。基本給

を中心とした割合を乗する部分と純粋

な生活給としての部分との調整をどう

考へていったらいいか。

〇増子政府委員 ただいま御質問の点

は、仰せの通り、非常に技術的にも検

討すべき問題を含んでおるわけござ

います。そういう意味で私も現在い

ろいろな角度から検討いたしてお

ますが、総務長官からお答えいたしま

したように、現在のところでは最終的な

結論までには至つておりませんので、

さうに御了承願ひたいと思ひます。

〇増子政府委員 根本的な問題につ

きましては、ただいま受田さんの御意見

の中には一応の前提としての御意見が

あつたわけですが、実は掘り下げて検

討いたして参りますと、寒冷地におけ

る手当、現在出されております三種類

の手当の趣旨といひますか、出してお

る趣旨そのものが、必ずしも法律上は

第一類第一号 内閣委員會議録第四号

昭和三十一年十一月七日

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

明記されていないわけでございます。そういう意味におきまして、もしこの合理化をはかるという場合には、その趣旨そのものをもう少し明確にしなければならぬのではないかと、この点があるのではないかと、これはいわれる寒冷地という特殊な地域における生計費の増高といふ点、かさんで参ります分を補てんするといふ趣旨に從來考えられておりますが、果してそれだけで割り切れるものかどうか、つまり人事管理上のいろいろの必要性和否といふ問題もあろうかと思ひます。そういうたこの種の手当の基礎になります考え方をそのものについても、私どもはもう少し検討しなければならぬのではないかと、いふに考へております。

それからなお、今の問題に関連いたしました、いわゆる生計費といふものを基礎にして参るか、あるいは俸給といふようなものの規模といふ点、その給与の水準といふものとある程度つり合はせていくべきものがある、あるいはまた実際に必要な経費燃料その他で実際に必要な経費といふものを基礎にすべきかといふような点で、実はいろいろな観点からの案を考へまして、それぞれ利害得失といふようなものも現在検討いたしておるわけでございます。そういう意味で、基本的な方針だけでもはつきりできるじゃないかという御意見に對しましては、そういう問題について根本的に検討いたしておりますので、今いづれとも申し上げかねるということでございます。

○受田委員 基本給を中心の諸手当といふものは、よしそれが生活給の性格を帯びたものであつても、そのうちの

基本給の高い者については手当が高くなる。これは地域給のごとき、寒冷地の手当のごときも、そういう性格のものである。それから石炭手当、薪炭手当といふものについては、これは実際に石炭を用ひ、薪炭を用ひる立場を考へていつた計算になつてゐるといふことになりまふ。そういうことになりまふと、これをまとめようといふならば、基本給が高まればその手当が高まるものと、それから基本給のいかににかかわらずそれぞれの生活に應じた形で支給されるものと調整といふことになる。これはよほど考へてやらないと、いづれかが片手落ちになると思ひます。こういう諸手当の整理統合といふようなものを根本的に直そうとするならば、そこに一つ問題が起るの

は、実際に支給を受けておるものが、現在もらつてゐる額よりも減らされるような合理化といふことが起り得る場合がある。これは今までもよくあり得ることです。これは一つの制度上の犠牲者としてやむを得ぬといへばそれまでのものでありますけれども、そういうものについての計らいは御用意されておられますか。

○増子政府委員 その点も昨日御質問がございまして、総務長官からお答え申し上げたと思ひますが、おっしゃる通り、制度の合理化としての改正を行います場合に、多かれ少かれ、ただいま御指摘になつたような点が出てくると思ひます。しかし私どもの考え方としては、できるだけの既存の、いわゆる既得権といふものがないように、そういう問題を最小限度に食い止めるように考へて参ら

なければならぬと思つております。

○受田委員 給与局長がおいでなで、あわせてお伺ひしたいと思ふので、今例の寒地手当及び他の二つの手当に関連してお尋ねしてゐるわけですが、政府は今独自の見解をもつて何か結論を出したいと御用意されておるようですが、人事院としては、この寒冷地手当やその他の二つの手当について、政府が用意されつつある合理化に對して、どういふ見解を持っておられるでしょうか。

○齋藤政府委員 政府側でどういふことを考へておられるか、われわれの方としてはよく知らないでございまして、ただ人事院といたしましては、現在の寒冷地関係の法律といふものにつきましては、石炭手当のトン当りの価格を勧告するとか、その他人事院が内閣総理大臣に勧告すべき事項があるわけでありまふ。そういう問題につきま

して人事院といたしましては絶えず検討してなければならぬということがございまして、これは今常時検討をいたしております。しかしながら御承知のように、薪炭手当が新設される折に、寒冷地手当といふものが現実にある、それとほとんど内容が同種類の寒冷増嵩費、主として暖房関係の費用になるとは思ひますが、寒冷増嵩費に對応します手当が併存するといふことは非常におかしいことである、しかし人事院は当時寒冷地関係並びに薪炭手当そのものではございませぬけれども、三公社五現業にも出ております

当ができませんときには人事院が、そういうことをやるならけつこうな話だから大いにやってくれといふようなお話でございまして、しかしさしあたり問題として、必要があるからその間に必要があるのじゃないか、こういうようなお話があつたわけでありまふ。われわれといたしましては、この薪炭手当が新設されたことによりまして、それがなかつた時代と比べて事情が變つておると思ひます。しかしこの併存しておる手当があるといふことは、いかにもおかしいことでありますので、これをどういふふうに通一して合理化したらよいかといふこともあ

わけて人事院は目下検討しておる段階であります。いづれにいたしまして、結論は出しておりませぬけれども、そういう二つの問題を検討しておる次第でございまして。

○受田委員 人事院は、寒冷地手当につきましては、すでに昭和二十八年の決定以来これの地域指定の変更をやつておられようです。地区によつては寒冷地手当の支給地としての区分を上位のものへ要求してゐるところも相当あるのでございまして、四年間というものがございまして、この理由は、この変更を認める必要はないという前提に立てられておるのでございませうか、あるいはこういう諸手当の制度の合理化といふものを前提にして、それをしばらく見合はしてゐるという形でございませうか。

○淺井政府委員 寒冷地手当を長い間くぎづけにしているといふことは、この問題は、これは地方の物価の変更に

つれまして變動が激しいと思つております。寒冷地手当の寒冷度といふものは物価の変更のように急激に変化するものではないと思ひます。地域給の勧告のようにそうしなれば区分を是正しなければならぬといふことはな

比較しての語でございまして、ただこれは前回の寒冷地の区分が今日非常に合理的であつて少しもこれを變更することがないといふ意味ではございませぬ。ですからその必要があるかどうかといふことも考へておるということでございます。

○西村(力)委員 関連して。私が聞くところによりますと、総裁は八月八日の地方の寒冷地給の地域指定変更の請願陳情に對して、確かに不合理はあるのだ、そうしてどこどこが不合理と思はれるのだといふようなことまで指摘して、そうしてその不合理の是正をやるのだといふ意向を示されたといふことを私は聞いておる。今のお話ですと、これは科学的基礎に基いてゐるのだからそう變更にならない、それはわかりませぬけれども、全然そういう方向に努力をなさつていないといふような工合に聞いておつたのでございまして、その八月八日にそういう陳情團に對して回答をされたといふことと、私の聞いておることと全く立場が違ふように思はれる。そのことはたと何でも權威ある總裁としてですから、その場限りの政治家みだいにいかげんな回答はしないはずだ。そう言ふと皆さんお怒りになるかもしれませぬが、とかくばやとした回答があるわけですから、そうではなくて、そういうた回答があつたとすれば、もう少し明確

な御弁があつてしかるべきではないか、こう感じた次第です。

○淺井政府委員 いただいた御質問にちよつと抽象的に申し上げたからさうなわけになったのですが、八月八日云々のお話は私もよく知っております。それはただいま受田さんに申し上げたように、現在の地域区分というものがそのまゝ動かすべからざるものであるという点に疑問があるということをおし上げたのでございますから、それで八月八日に陳情に来た人たちに会いましたときには、その点に問題がある、その問題点というものはおよそその辺であるというようなことを申し上げたので、それは矛盾してはいないと思ひます。

○受田委員 人事院の支給地域の指定は、これは国会が法案でやるわけにいかない仕事をやっておられるわけですから、人事院の判断で級地が上つたり下つたりするわけですか。そういう意味から言いましたならば、法律に規定してある五階級にわたる級地についての指定については、人事院としてはよほど御考慮願わないと、国会の意思によつてきめられないというだけに、そこに独断的な見解でこれが留保されたり、あるいは変更されたりすることになると思ふのです。従つて今お答えいただきたまはた不合理を認めざるを得ないけれども、それを急に氣候が變るわけではないのだ、にわかには寒くなつたり暑くなるわけはないのだということでのくぎづけというのでは、どうも納得できないのですが、こうなりますと、寒冷地手当というものは長期にわたつて変更しないで原則としては済むというふうなことになる。最初の指定が非

常に合理的にできておれば、もう百年間くらいは、地球の大変動、たとえば原子力による急激な温度の変化というふうなことがない限りは、原則としてはあまり動かさなくていいということになるおそれがあると思ひますが、いかがですか。

○淺井政府委員 さいぜん申し上げた通り、地域給との比較において申し上げたので、寒冷地というものは物価変動のように急激にはこない、ですから、もし現在の制度というものがそのまま完全無欠なものだとするならば、これは相当長期にわたつて変更する必要はない、問題は現在の地域区分が完全無欠であるかどうかという問題である、こういう意味で申し上げたのであります。將來決して地域区分の変更をやらぬのだ、そういう意向で申し上げたわけではございません。

○受田委員 そうすると支給金額の五%から八%というこの五段階の比率の変更というふうなことに對しての御見解も、今申されたような立場で太した変更をしなくてもいいというお考えでありますでしょうか。

○淺井政府委員 これは制度の問題で、それは法律に書いてあるのでございすから、しかもこれは議員立法の法律に書いてあるのでございすから……しかし法律であります以上は、この法律の改正を人事院が勧告することは可能でございす。

なお地域の指定は、これは総理府令でやることになっておりますから、やるのは政府でございまして、人事院はそれを内閣総理大臣に対して勧告するという形でございます。しかしこの地域区分は、人事院の勧告が政府によつ

て変更されたためしはないわけでございますから、その勧告の通り総理府令で出されておるのが従来の例でございす。

○受田委員 今の国会で寒冷地手当その他の二つの手当の法律によつて支給比率がきまるわけでありまして、しかしそれに対する批判は、常に人事院が高い立場でしていなければならぬはずで、そういう意味から勧告権を持つておる人事院の立場というものは国会も動かし政府も動かしてきて、という現実の問題を深刻に考えるならば、人事院はこういうものを専門に研究する機関であつて、検討していただく機関であるから、こゝで出された結論というものは決定的なものになつてくると思ふのです。これがあまり權威がないもので、比率の方は國家がやる、實際の寒冷地の支給については総理府令でやる、わしの方は勧告するだけだというふうな、こういう考えでこの問題を軽くお取り扱いになるというところにこの寒冷地における三つの手当についていろいろの問題が起つてくると思ふのです。今も政府がこういうことの見解を表明された。つまり寒冷地手当その他二つの手当を整理統合して、たとえば総務長官の言をもつてするならば、寒冷地手当一本にまとめた。これは自分の今の個人的見解だが、そういう方向へ持つていきたいという意見があつたわけですか。こういうことになると人事院が長期にわたつて専門的な頭腦を動員して検討されていく問題と、こちらが考へていく問題とが食い違ふというふうな結果になつては、これははなはだ遺憾だと思ふのですが、人事院も大体そういう構想につ

いては相通するものがあるとお考えでございすでしょうか。

○淺井政府委員 それはまださいぜん給与局長からも申しましたように結論は出ておりませんが、その点をもあわせて考へておる。將來の問題としてどうすればよいかという点もあわせて考へておるということは申し上げられると思ひます。

○受田委員 そこで今回人事院勧告に伴う給与法の改正案が出されたことに關連するのでございすが、通勤手当の部分で次の国会に持ち越されようとしておるわけですか。通勤手当の分はいわば生活給と考へてきた。寒冷地の三つの手当の中で最初のいわゆる純粹な寒冷地手当の分は基本給に對する比率が乗ぜられておる。それから石炭手当と薪炭手当というものはこれは世帯主、非世帯主に分れた石炭手当と、もう一つは世帯主を中心とした手当とが考へられておるわけですが、それらはいわば生活給的な手当だ、これをどうまとめるかということが技術的に非常にむづかしい問題で、どう調整するか、そこを私は当局の頭腦に待つわけになつておると思ふのですけれども、通勤手当を分離して期末手当だけを先に片づけた。今回の給与法の改正案の提案理由を見ると、どうもそこに釈然としな

いものがある。すなわち寒冷地手当のように、基本給を中心とした期末手当は先に片づけて、生活給の方はあと回しにした、こういうふうな形になつておると思ふのです。それを人事院としては少くとも公務員の生活を擁護する立場から、民間の通勤手当等の支給状況と見合つて勧告を出されたというこ

とになれば、これを分離して考へるこ

とはできない、こういうふうな私には一応考へてきておる。それを政府は分けてこのたび法案を出された、こういうふうな形からいくと、今政府が考へておられるその基本給を中心にした手当と純粹な生活給とを一本にされるということになると、これはなかなか今回の法案提出に關連して見ても容易でない。これを人事院といたしましては純粹な生活給の性格を持つ手当と、そして基本給を中心とする手当とを調整する場合に、どういう技術的な操作をして解決するかという知識を一つわれわれに与えてもらいたいと思ふんです。これは政府の諸公も學ばんと

しておられるようでありまして、どうぞ一つそこを御言明願ひたいと思ひます。

○淺井政府委員 これは御説のように非常にむづかしい問題でございす。この三つの手当を一本化するということとは、ただいまお示しのように非常に問題がありますので、今日この席上でどういふふうな技術的にやれるかということは、まだ結論が出ておりませんのでお答えはいたしかねると思ひます。

○受田委員 その結論を出される前に一応念を押しておかなければいけないと思ひますが、実績を損傷しないようにして合理化が可能であるとお考えでございすでしょうか。

○淺井政府委員 その実績と申しますのは既得権ということだろうと思ひますが、これはすべて給与法の改正においては原則として尊重すべきものだ、かように考へております。

○西村（力）委員 關連して。私はその点についてきのうも既得権というもの

を侵害しないでやるべきであるという結論が出ないから、私の希望だけ申し述べたのですが、それに付加しまして長官にちょっとお尋ねしたいものですが、この法律二百号というのは議員立法なんですか。それで議員立法に対する基本的な政府の考え方——これは議員が固定した額を支給するということは、より生活給的な意味を持たしめて、公務員の生活を安定せしめるのという立場をとって、議員立法になつたわけなんです。それが今のような方向にとられて寒冷地給一本になると、いろいろ既得権を侵害しないような技術的な方法を研究中だけれども、今は言明できないということになつていて、であります。希望はそうあるけれども、結局固定給を支給したという意味が削られてしまふということになる。議員立法の趣旨がそこで政府の手によって完全に抹殺せられるという結果になる。ですから私の聞きたいのは、その議員立法というものの対する基本的な政府側の取扱いの立場、そういうものについてお話を願いたい。

○今松政府委員 議員立法でありましよう、また政府が提案したものでありましよう、もう法律となつてしまつた以上は同じに全部考へるべきだ、われわれもそういうふう考へております。従つて議員立法だからそれを無視してこれを改正する、政府の思ひ通りにやる、こういうような考えは持つておりませんが、結論が出た場合に議員立法でできた法律の趣旨と異なつた点があるという点に注意をいたします、そのときに一つ御議論を願うより仕方がないと思いますが、法律を尊重する建前からいいますと、全部同じと

思つております。

○西村(力)委員 ただいまの御答弁ですと、私が大要的に申し上げた固定した額を支給するという考え方、生活をより基礎づけるという考え方、これは議員立法の基本的考え方、それは絶対に抹殺あるは縮小されるということではない、こういう立場で一般法律と同様に考へるとは申しながら、その立法の趣旨そのものは絶対に尊重しない、こういう立場をやはりお持ちになつて考へてゐるのだ、こういう場合に受けてつてよろしいだらうと思ふのです、が、そうすると非常にむづかしい、既得権益というものをそこなわないという具体的な方法が完全に編み出され、そうして後一本化なら一本化ということが考へられる、こういう方法である。お答えそのものは、議員立法もそのほかの法律も法律の形では一緒だと言ひながらも、議員立法というその趣旨、われわれがとつた、しかも与野党一致してつたその趣旨というものを完全にそこなわない方法で、その見通しを立てて後に一本化なら一本化という方向に立たれる、こういう場合に私たちにとってよろしいのですかどうか。

○今松政府委員 先ほど申しましたように、まだどういう場合に寒冷地に関する手当の問題の結論を持つてこようかというところがござつておりませんので、ただいまお話のような、基本給であり生活給である、こういうような種類のものをどういふあんばいに調整するか、そういうことがござりませんと、今の御質問に的確なる御答弁がでぬと思ひますが、先ほど人事院の總裁も申されましたように、既得

権と申しますのは法律によって与えられた既得権で、まあ金額で済むようなものもありまう、また金額では済まぬ場合もあると思ひますが、そういうようなものはできるだけ尊重して、将来の立案の場合には考へたい、こう考へておるのでございませう。

○受田委員 ここで地域給に関連する問題と合せてお尋ねしたいのですが、こういうものの諸手当の整理統合ということになる、これは技術的にも非常な困難が伴う。今言うような実績、すなわち既得権を侵害しないで、しかも合理化をはかろうとするならば、一番低い線を今実績を持つてゐるところよりも下に置くわけにはいかないわけですね。そういう形で整理しようとする、合理化というものは結果的に見ると改善ということになる、改善の部分はないということになる、かように考へてよろしうございませうか。

○今松政府委員 私は改善はしたくないという考へで検討しております。

○受田委員 そうしますと、悪い部分はなく、同じにあるいはいい部分が出てくる、こういうことになる、予算措置は従来よりは多く考へなければならぬということに結果的にはなる、かように考へてよろしうございませうか。

○今松政府委員 その結果が、そういうような現在思われるような結論が出るればそういうことになりまう、また現在の既得権を持つてゐる人に対して、それより下回らないようなことはいきませんが、必ずしもその人たちが上回る手当がもらえるとお考へになつていただくと、ちょっと誤算ができるかもしれないと思ひます。

○受田委員 そうすると、現在法律に規定してある実績全部をそのまゝの形にしたときに、予算措置においては同じことになるわけですが、合理化をはかろうとする場合に、全部同じにするという合理化は私はあり得ぬと思ふのです。やはりどこかを手直ししようとするれば、改善しない合理化をはかりたい、よくする部分にしたいということと同じ結果にはなり得ない。どこかいい部分が出る、そういうことにはなりませぬか。

○今松政府委員 それは合理化をはかつた場合の結論によることだらうと思ひますが、私の申しますのは、今既得権として、かりに一万円なら一万円もらつてゐる人が、年度の合理化によつて、それが九千円になるとか八千円になるとかという措置はとりたくない、こういう考へでございませう。

○受田委員 そうしますと、全部現在の既得権の金額と同じような場合を考へた合理化という場合であれば、それは予算上ちつとも変更がないわけですね。ただその内部操作だけです。しかし合理化をはかるといふ以上は、現在もらつてゐる三つの手当の金額をみんなくづつて三つに合理化をはかり得るということとは考へられない。やはり頭をもたげる部分が出てくるはずですね。頭をもたげる部分の方は、そこで増額措置をとらなければならぬことになつて、従つて財政上の措置といたしましては、現在のものをそのまますべてくづつて合理化をはかるといふやり方か、あるいはその中で改善しないのでから、どこか上る部分で合理化をはかろうとするれば予算がふえる、その二つが考へられると了解してよろしう

ございませうか。

○今松政府委員 ただいま検討の途中でありますから、必ずしも結果において予算がふえたというのを申し上げることはできないと思ひますが、われわれの案ができましたならば、それによつて、現在そういう手当をもらつてゐる方についても非常に差ができるような場合には、また案そのものを検討しなければならぬと思つておりますが、そういうことをまず抜きにして、どういふような合理化が一番適當であるかという案を作つて、それによつて実績がどうなるかということ考へる。しかる後に財政当局とも話し合ふ場合にはまた財政当局とも話し合ふなければならぬと思ひますが、まだその段階にまで至つていないのですから、あまり先のことをここで約束せられないようにお願いしたいと思ひます。

○受田委員 私はここで長官に御警告を申し上げておきたいのですが、こういう制度の変更の場合には、とかく従来の実績が傷つけられるおそれがある場合があるのです。そこで今から御警告申し上げておきたいことは、まだ検討中だとおっしゃるが、案が出てしまつてからはなかなかややつこしくなりまうから、案が出る前に心得違ひは十分直していただきたい。そうしてあとからここであまり議論されたいような案を出していただく必要がある。そのために今御注意申し上げてゐるのであります。これは大事なことなんです。だから率直に耳を傾けてお聞き取り願ひたいのですが、私が非常に心配してゐるのは、俸給と扶養手当というものを中心にして、それにある比率をかけた寒冷地手当と、世帯主、非世帯主に

分けた石炭手当と薪炭手当というものをまとめようとするときには、どこかに無理が起るおそれがあると思はる。その無理の起る起り方に、俸給及び扶養手当を中心とした寒冷地の方の高い給手をもっている人の方へこれをさや寄せする方がいいが、低い方へこれを押えたときに、そこに実際には陥没ができてくるという心配がある。それからもう一つは、生活給を中心にするという関係から、そのときの石炭や薪炭に対応する価格というものを基準に考えていくならば、その計算方法を非常にずるい方法で計算されるおそれもあるということになるので、はつきりした金額を示して手当を支給するというやり方の方がむしろ間違いないと思ふのですが、こういう点について何かお考えはないでしょうか。何か研究の過程で持つておられる構想があると思うのですが、それを一つ示していただきたい。

○今松政府委員 昨日もお答えいたしましたように、合理化ということではなくちやいけな、こういうような考え方があるのではありませんか、これを現実に行つてみますと、今、受田さんがおっしゃつたような非常なむずかしい点がありますので、今お答えいたしますように、まだ案案もできていない、そういうのを一つ一つ検討しておる段階でありますので、そういうような問題で、われわれにぜひこういう点を考えろという点がありましかたならば、お知恵を一つ拝借したい、これが実情でございます。

○受田委員 案もできていないということですし、海のものとも山のものとも

もわからない、くらげなすただよえる国のさまである。(笑)しかし私はあまり心配がないと思ふのです。今何かある程度具体的方向に進みつつあるやに仄聞したものでありますから、そうならば一歩手前これを食い止めないと、容易ならぬ結果になるという心配があつたわけですから、今申し上げたような点を十分注意されて、そそうがないようにやつていただくということをお願いしておきます。

それからもう一つ、これは人事院總裁にお尋ね申し上げたいのですが、特殊勤務手当の中に隔遠地手当というものがある。これは地域給と比較してはなはだ微妙な手だと思ふのです。地域給はだんだん整備されていくことと、隔遠地手当は今度は手当の額をだんだん増額していく、こういう方向になつていくわけですか。この間人事院が改められたあの比率でいっても、そういう方向にあると思ふのです。そうしますと、隔遠地手当というものがあつた地域の特長の地域に勤務するといふ地域性格を持つていくことになる、これは地域給的な性格を持つた手当であると思ふのです。どうですか。

○浅井政府委員 その問題は給与局長から御説明いたします。

○本府政府委員 隔遠地手当の性格の問題であります。これは非常な隔遠地に在勤いたしまして、文化度も低い、あるいは各種の生活上の不便があるといふような、むしろ精神的な苦痛といふものに対応いたしまして、主として考えられておる手当でございます。

○受田委員 そうすると精神的な地域給

と見るべきものであります。○本府政府委員 地域給という言葉は無理にお使いになるならば、そういうことにもなると思ひますが、主として精神的苦痛に対応いたします。○受田委員 そうすると、生活補給金的な性格を持つてきた従来の地域給と、精神的な苦痛に対してこれを補ふんとする地域給と、この二つが今後どういう形で調整されるべきであるかという点になると私は思ふのですが、特殊勤務手当という性格から言つて、隔遠地手当という性格から言つて、隔遠地手当があることは全く例外だと思ふのですが、この隔遠地、山間僻地、そういうところに勤務する精神的苦痛を補ふ手当を、この間の改正のときに、府県においてこれを取り扱つた地域がある。交通にや恵まれかけておるとか、いろいろな条件で数を減らそうとして、金額がふえたから総額をなるべく抑えようとして理屈をつけて、級地からはずそうとか、あるいは階等を落そうとかいう措置をとつたところがあると思ふのですが、これは人事院においてはさうに考へておられますか。間違ひはないと思ひます。

○本府政府委員 人事院がやっておりますのは、御承知のように、人事院所管の一般職公務員を対象にしておるわけでございます。隔遠地という問題は、たとえ交通が次第に開けて従来のパスの通らなかつたところにパスが通るようになり、隔遠性ということが非常に薄くなるわけでございます。そういう関係で人事院が先年隔遠地手当の

改正をいたしましたときには、非常に隔遠度の高いものにつきましては、従来よりも高くする。しかしたとえば交通等が開けて、すでに隔遠性が希薄になつたというものにつきましては、これは適正な位置に持つてくる。しかし全体といたしましては、従来の隔遠地手当の約半分ぐらいの予算を授けたいとして、これは合理化をはかつたものであります。

○受田委員 従来の予算の半分ぐらいというのは、増額部分に振り当てた予算ですか。

○本府政府委員 その通りであります。

○受田委員 それで地方公務員の場合にこれを準用する際に、どういう取扱ひをされておるかという点については人事院のほうから知るところでないという点になつておるのですか。

○本府政府委員 その通りであります。

○受田委員 その通りということが、はなはだ残念な感じがいたしますが、府県においてさつき申し上げた取扱ひ——この隔遠地の指定をとかくなくするか、あるいは一階級落すとかいふような措置をとつておるところが相当あるという、この現実を私は確かめておるのでございますが、これはやっぱりゆゆしい問題と思つておる。今のうちに交通が便利になつたとか、ただ単にパスが何回か通り始めるというだけで隔遠地の苦痛が減らされるわけではないと思ふ。そういう実態を十分調査しておかれないと、これはばく然とした御調査では結果に即しない、実情に即しないという結果が起ると思ふ。そういう点にも人事院が常に心を配ら

れて、末端にまで府県の基準になる人事院の措置が徹底するようにお計らいあるべきではないでしょうか。

○浅井政府委員 ただいまの御質問でございます。所管の国家公務員に限ります。これは権限外のことになります。しかし地方公務員のことになります。これは権限外のことになります。しかし地方公共団体などのような措置をとられたか、こいつはちよつとどうもわれわれの方でどうにもできないように思つております。

○受田委員 職務上の問題外だ、権限外だとおっしゃつて逃げようと思つておるのですが、これはやはり国の基準をきめられる人事院としては、その及ぶところがいかにやうになつておるかという末端にまで資料の要求とか、自治庁との連絡等もはかられて、人事院が措置したこの取扱ひがどのように末端に響いておるかということの詳細に検討されるのが、私は人事院の高い見地における存在意義があると思ふのです。それははかり知るところでないで、われわれは国家公務員、しかもそれが一般職の公務員だけだといふやうなところで物事を切り切つておられるところに、ここに人事院に対する信頼感の薄れるおそれもある。地方人事委員会等との関連におきましても、願わくば地方の人事委員会がどういふ形で不利益処分に対する措置をしておるか、あるいは勧告をやつておるところはどういふところがやつておるかといふやうな実態を検討される責任が道義的責任としてもありはしませんで

○淺井政府委員 そういふ方に目は配っております。しかしこれは人事院にどう処置をしるということとはちよつと御無理だろうと思っております。ただ人事院の隔遠地手当の基準というものは公表しておるものでございますから、地方公共団体等においてもよくわかつておることだろうと思っております。

○受田委員 自治庁政務次官がおいでになりますのでお尋ね申し上げますが、これは後ほど横路君から期末手当に關するお尋ねがありますが、その前に私は人事院の出されてる規則、これに準じて地方の人事委員会が規則を制定する。さらに府県が条例を作る。こういうような一環の流れの中に国の公務員と地方の公務員の間に不均衡の取扱いがされておる向きがとかくありがちである。今申し上げたような隔遠地手当などについても級地の引き下げをやっているとありますが、級地の指定を取り消しているようなところがある。こういうようなところが事実あるわけですか。こういうようなことについて国家公務員について人事院の示した基準と全く同一の措置ができるように常に自治庁は指導しておられるかどうかお伺い申し上げます。

○中島政府委員 受田委員の御質問でございますが、自治庁といたしましては、できるだけ国家公務員の線に沿うように指導いたしております。

○受田委員 沿うようにされておられるのかかわらず、こういう事実があるものと思ひますが、いかがですか。

○中島政府委員 自治庁といたしましては、できるだけ地方自治体間には不均

衡がないように、また自治体の実情等を見ましてその線に近づくように指導いたしております。

○受田委員 ここで一つ最近の例をもつて政務次官にお尋ねしたいのですが、この間給与改善の措置がされて、各地方公共団体においても中央に準じた取扱いをされてつあるわけですか。地方におきましては、地方公共団体独自の条例を作る。それは地方人事委員会の意見なども徴して作つてきておるわけですが、それに対して自治庁において、われわれがいろいろなところから意見を承るところによると、その府県の作つた条例さえも変更さして給与改善を押しよとしておる向きを伺つておるのではありませんか。これは地方が独自に地方公務員法の規定に基いて条例を作つた、その条例さえも変更せよというようにお尋ねができませんかどうか、一つお答えを願ひたいと思ふのです。

○中島政府委員 地方公共団体は財政に非常に苦しいところがございます。御承知のように、再建団体に指定を受けておるところがあるのでございます。こういうところにつきましては、ただいま御指摘のようにその地方公共団体独自の考え方でも条例を作られるというところに対して、自治庁といたしましては、再建計画の線に沿つてやつていただくように指示した例はございます。しかしながら財源的に十分独立しておられるところは自治庁から干渉がましいことはやつておりません。

○受田委員 財政上の理由で再建団体に對して条例変更の要求をされるということがあります。——財政上の理

由で再建団体に指定されている公共団体に對して、せっかく作つた条例だが、その条例をやめて、こちらが指示する線で作れと云ふような指示をする権限が、自治庁にございますか。

○柴田説明員 直接変更指示ではございませんけれども、財政再建促進法の規定といたしましては、促進法自身の規定として条例を要する、そういう権限があるというところは規定しております。せんが、財政再建計画を合理的に達成するために必要な条件を付することができ、その条件の場合にそういうことを指示することはあり得るということでございます。

○受田委員 その再建団体に指定された地方公共団体に對して、条件を付して条例の変更を要求することが権限上ございますか。

○柴田説明員 直接条例の変更を命ずるということではございません。財政再建計画の承認に當りまして、合理的な財政再建計画の達成ができるために必要な条件を付することができ、こういうことでございます。

○受田委員 それはだから条例変更の権限が自治庁にないということを裏づけるもので、ただ財政措置の上において、その再建を阻害する形で財政計画が変更されようとするのに対しての圧力を加えるという程度のもので、かように了解していいですね。

○柴田説明員 条例そのものに對して直接変更しろということではない。しかし財政再建計画の合理的な達成を可能ならしめるための条件としては、条例そのものについて変更させることが必要であるという場合もあり得るので

ございます。

○受田委員 その場合に条例を変更することを命ずる権限は自治庁にないのですか。

○柴田説明員 命ずるということではございません。条件でございます。

○受田委員 そこで私一つ伺いたいのですが、自治庁は今回の給与改善措置について、再建団体である地方公共団体の多敷によつて構成された地方議會を通じて決定された条例に對して、この条例を変えなければならぬというやうな形に追い込む干渉をしておられると承つておりますが、これはいかにやうな立場からそういうやうな御発言をされておるのであるまいしょうか、御答弁を願ひたい。

○中島政府委員 ただいま御指摘になつたやうな事実はないと思ひます。

○受田委員 そうしますと、地方の都道府県あるいは市町村において作られた条例を変えろということはいふまでもありません。今後ともいふまでもありません。

○中島政府委員 ただいま財政課長からお答えいたしましたように、再建計画のワケ内におきまして行われればそういうことはありませんが、それをこえるやうな場合がありますと、そういうことを指導することはあり得ると思ひます。

○受田委員 それは指導であつて、命令することができないとなれば、その指導に従わない場合はどういふことになりますか。

○中島政府委員 再建計画をとりきめました再建法におきまして、そういう団体にはその支出は違法支出になりますので、そういうことのないように指導をいたしておるわけでございます。

○受田委員 俸給表の作成において、たとえば国家公務員の俸給及び俸給表の条例に規定したものが、俸給表を二号ないし二号延伸した、しかしその間において、運用上において再建計画に支障を来たさないやうな形でこれを取り扱いたいというので俸給表を作つておるやうな府県があるわけですか。こういう場合に、その俸給表は国よりも一号でも二号でも多い。そのことが間違ひだ、こういうことで昇給延伸や昇給停止をされて、長期にわたつて苦勞しているわけですか。府県が一号や二号の延伸をある等級のところでやつた程度に對しても、これはいかぬ、絶対にこれは承認できないものだといふおしかりを受けておると伺つておるのでございますが、これはいかがでございますか。

○柴田説明員 俸給表といふものは、御承知のように非常に大きな影響力を將來にわたつて持つものであります。しかも府県におきましては、給与費といふものが財政の相当部分を占めまして、その財政の再建ということに對しては致命的な影響を持つのであります。従いまして俸給表の作り方がいかによつては、現在そのものにおきましては大した影響はなくても、將來にわたつて非常に大きく財政再建計画の達成を妨げる場合があります。そういう観点から、場合によつては御指摘のやうな指導をいたしておる場合がございます。

○受田委員 その指導というのが単なる指導でなくて、権力の乱用に陥つた指導をされておる事実があると伺つておるのですが、これは漏れ承るとこ

七

よりも低いところがあれば——これは私は絶無だとは申しませんが、たいていはそう低いとは思いませんが、個人的その他にも低いものがあり得ると思います。そういうものは、財源のゆとりがあつて再建計画に支障がない限りは調整してやつてよからう、私はこういう考えを持っておりますのでございませう。それでそれからそういうものは、具体的に現実に低いからこれだけに上げなくちゃいかぬということになれば、再建計画のゆとり財源さへ出てくれれば、私は財源の範囲内において調整をしてよからう、こういう考えを持っておりますのでございませう。

○受田委員 そうしますと俸給表の作成ですが、俸給表は国家公務員と全く同じ基準にしなければならぬ、再建団体においては国家公務員の基準と寸毫の間違ひがあつてはならないというような形で指導されておるわけですか。

○小林政府委員 これは現実の個々の職員の給与の問題と給与条列の問題と二つございませう。つまり同じ給与条列——御承知の通り、従来府県はみんな国家公務員と同じ給与条列を使つておつたわけですが、現実の運用の問題でございませうから、使つておつても、高いところもあれば低いところもある。それで給与条列につきましても、やはり国家公務員と同じ基準で考えるべきであつて、国家公務員よりもよい、特に再建団体はいろいろ国からもめんどろを受けておられますし、再建という苦しい負担を負つておるのですから、少くともその基準の条列というものは国家公務員並みであるべし、これはもう強い方針で自治庁として指導しておるの事実でございませう。

○受田委員 そうしますと、条例の上にならざるに過ぎない過去の穴を埋めるために、多少の配慮を加えたというようなものを作つたところは、これは全部その条例を認めないという原則をあなたの方では恪守しておられますか。

○小林政府委員 これは条例の上で過去の陥没をどうこうするという問題と私は全然関係ない問題だと思ひます。給与条列は給与の体系をどうするかという問題ですから、体系は国家公務員に合せる。あとは個々の現実の給与が国家公務員のベースで計算するよりも不当に低くなれば、これは早く国家公務員並みに引き上げてやるのが当りませう。そう私は低い者はおしやるほどたくさんいるとは思ひませんが、現実であれば、少くとも全部上げてやるといふふうに、私は積極的に考慮し指導するのが当りませう。そもそも地方財政の状況も、そういうことがおおむねそろそろ許される現状になつたつとあるという前提で、それぞれの団体の許す限りはそういう配慮はしてよろしい。それにつきましては、われわれも特にこれをとにかく申すつもりは持っておりますのでございませう。

○受田委員 地方の俸給表の適用は、従来の通し号俸の場合においても、多少の融通がつくように、国家公務員よりは多少条件をよくしている県もたくさんあつたわけですね。それだけの役づきなどにおいても、役づきの少ない地方公務員の場合に、役づきの多い国家公務員と比較して、役づきがなくてもその高い号俸を持つていつてやろうという配慮をしている県もたくさんあつたわけですね。これは実際の取扱ひ上の操作であつて、国と全く同じ俸給表を使った時分ですから、それぞれの俸給表の格づけも全く同じだというわけではない。融通がついておつたわけですね。そういう意味で、役づきの非常に多い、四〇%以上もある国家公務員と、役づきが二〇%前後しかない地方公務員を比べたならば、役づきを持つがゆえに有利である国家公務員の給与の取扱ひにおいて、地方公務員が非常に不利な立場になることは、これはもう明瞭なものでございませうから、そういうものの取扱ひで配慮を加えていくということは、これは現実の問題として、は断然たる事実なんです。それを今度の俸給表を国家公務員に準じて地方が作る場合に、そのときに問題になるのは、国と同じような形にしておいたならば、もう抜き差しならぬことになるおそれがある。たとえば役づきにありつけないような立場で、上の等級に上れないで、しかも優秀な人間がいるのですから、そういうものは、倍も役づきの多い国家公務員と、半分しかない役づきをねらつてがんばつておる地方公務員と同じ基準にしておつたら、これはそこで非常に不公平が起るわけですね。それで多少の号俸調整をやらうというわけですね。そういうものを一号俸でも二号俸でも伸ばして、そういう頭打ちなどの人を救おうとしておる。この配慮に對して、これさえもできぬというところになつたら、これは全く国家公務員と同じ役づきを地方公務員にも与えて、何もかもみな国家と地方と同じにしなければならぬことになるわけですね。どうでしょうか。

○小林政府委員 地方の職制が中央と全く一緒であるかどうかということについては、これはいろいろ議論があるうと思ひます。しかしどの府県を見ましても、大體すればそう違ふことはないのでありまして、従来から給与条列は非常に例外がありますかと申しますと、市あたりには變つた条列を使つておつたところが絶無ではなかつたと思ひますが、普通の府県はもう国家公務員と同じ給与の方式をとつて参つておつたのでございませう。それで今度問題になりましたのは、地方公務員というものは、国家公務員の給与表を持つてくる場合におきましても、むしろ地方というものは地方庁じゃないか、いわば国でいえば、中央官庁じゃないか、地方官庁じゃないかという議論がありまして、これはわれわれといたしましては、従来の府県ならばそうだといえるかも知れぬが、現状においては、これを地方官庁並みに扱ふということとは明らかに不合理だと私は思ふのであります。しかしながら一般的に言へば、地方の部長は、大體中央官庁の課長クラス、人事の交流その他から見まして、そういう扱いに普通なつておるものであります。中央の課長補佐クラスの者が地方の課長になつておる、これは實際現状の体制でございませう。しかしながら、県によつてはそうはいかぬ。昔と違ひまして、人事の構成その他で、地方の課長も場合によつては中央の課長並みに扱わなければならぬものもあり得る、地方の部長も中央の部長並みに扱わなければならぬものもあり得るのでもございまして、そこで中央の部長並みにまで扱ふということをお原則として考えていいんじゃないか。しかしながら地方の課長が中央の課長よりもよくなる、こういうことはやはり給与の体制からいって行き過ぎであ

らう、こういう考え方で、われわれは要するに地方の府県庁を中央の官庁そのまゝの線にまで上げるという限度にとどむべきであつて、それ以上に行くことは、どう考えても、實際から見ても行き過ぎであらう、こういう考え方、いわゆる国家公務員並みというものをわれわれは言つてゐるのでございまして、これにつきましては別の立場から、それは行き過ぎだ、それは甘過ぎるじゃないかという議論は現にあるのであります。そこまでは府県の実態から見ても、そこまではゆとりだけは確保せぬとそれはいかぬじゃないか、こういうので考えてゐるのでございまして、これがやはり限度として地方も考へていただくかぬかと思ふのでございませう。

○受田委員 あなたは今大體な発言をされたわけですが、地方公共団体は中央の地方出先機関並みのものであつて、中央と同じように考へる考へ方は、これはけしからぬ考へ方であると思ふという意味の御発言だと思ふのです。これは中央官庁と同じように地方公共団体をせよと言つてゐるわけではなくて、すでに俸給表の作成においてもちゃんとその等級の差等がついてゐる。地方公務員の基準がどこに置かれてゐるか、あなたは御承知のように、一等級ないし二等級の差等がついてゐる。従つてその方の比較論を申し上げるよりは、ここで逆説を私は申し上げたいと思ふ。地方の公共団体の職員というものは、民衆に直接接する公共団体の職員ですから、いわば現業職員と同じです。現業職員というものは、中央官庁の頭腦的な立場で働く人々よりは優遇しなければならぬというので、五現

業職員などに対しても優遇措置がとられていて、こういうところから考えたならば、現業に従事する人には特別俸給表でも作って優遇しようという立場が、今の給与法を作るときに精神にもちゃんと出て、特に初任給などでも一般職員よりは他の現業に關係した方の初任給が高い。上の方では多少抑えられているが、そういう形になっているわけですね。従って中央官庁をそうした企画、運営の原則を作る頭腦とするならば、地方機関は手足として動く現業である、こういう形をもってこれを考えていくならば、現業に従事する手足となつて動く人々に対しては、現業職員に対する特別俸給表のようなものが当然作られてしかるべきものであつて、その点では中央官庁の職員よりはる程度優遇せられた俸給表が作られていないんじゃないかと私は思う。こういう考え方で地方公共団体の職員を見ていただかないと、中央に戻れば地方の課長でも中央の課長補佐、地方の部長でも中央にきたら課長よりもまだ低いというふうな立場で、小ばかりにしたような考え方で公務員制度を考え、まことに地方の公務員は泣けどもなお怒りを晴らすことができないことになると思う。いかがでございますしよ。

○小林政府委員 中央と比較して地方はむしろ現業だから優遇したらいんじゃないか、それは一つの考え方だろうと思いますが、しかし實際現業的なものは中央にももちろんあります。それは土木とか何とか直轄事業をやっているものもございまして、医療なら医療で同じふうにありますし、技師なら技師で同じふうにありますし、これは

実態を見ましても、やはり中央の官庁の職務の実態と、地方の官庁の職務の実態を相対的に見れば、それぞれ対応するものがあるのではないかと、地方は総体ならして全く中央とは特殊な職務の内容と実態を持つていて、これは、ちよつと云々といふところがありはせぬか、そういう実態を基礎にいたしまして、やはり給与の制度というものは今に始まつたことではない、従来から一貫して、いかにして国家公務員の基準に準ずる措置を地方にするか、これが制度の上におきましても、財政の上におきましても基本原則でございまして、先ほど申されました通り、地方は中央の下なんだというふうな見方も現にありますが、それと、われわれといたしましては、そこは少くとも一様に扱ふ原則だけは確保しなくちゃいかぬ。しかしそれ以上いくということは今までの財政措置その他の建前からいへば、行き過ぎである、こういうことを申しておるのでございまして、やはり地方の人たちもそれは個人的にいろいろな問題はもちろんならありますが、思ひますけれども、全体の給与の扱いといたしましては、国家公務員に準ずる扱いでがまんをしていただくのを建前とすべきじゃないか、こういうふうな存じております。

○柴田委員 これで私の質問を終わります。局長さん、私がここで具体的に申し上げれば、たとえば地方の三等級を上げれば、たとえば地方の三等級を上げない二号はどの俸給表を延伸した場合には、当然役付となれば二等級に上るような人が、役付がないために三等級のまがまんする。それを一階級以上に上る人と比較して遜色がないように、

ちよつと一号か二号かの手ごころを加えてあげるのは、地方公務員に対するあたたい親心であらうと思う。これを国家公務員通りびしつとやつてしまふと役付がなくて課長にも部長にもなれなかつた人が、結局は実力は中央にいはば課長と同じポストをもらへるの、ワケがないばかりに、地方には半分しか役付がないために上に上れない。これら地方の人たちを救うために、一号か二号俸給表をそうかというのとまで一々干渉しておつたのでは大へなことじゃないかと思うのです。そこを私は申し上げておるのです。こまかいことは一号を伸ばして、役付になれない人を救うという配慮まで押えようとしたら、地方公務員は一そう萎縮して、再建どころの騒ぎじゃない。一そう衰落の底に落ちると思うのです。そこを私は心配しているのですから、自治庁としては大蔵省に少しがんばつてもらつて、むしろこっちの方にほこ先をそらして、諸君おれが大蔵省とやつてやるのだというふうな気持を持ってがんばつてもらわなければ、地方ばかり押えたのでは地方の再建はできないと思ふのです。この点憂慮にたえないゆえに、私はあえて申し上げる次第です。

○相川委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 時間もございませぬから、簡単に総裁にお尋ねしたい。人事院は寒冷地関係の支給なら支給の基準とか方法とか期間というものを是正改善していくのが主でございまして、国家公務員法の第何条には明らかに給与の全般的な問題に対して配慮、検討する権限もあるようでございますけれども、やはり主はそういう法律二百

号から二百号で規定されておる義務を完全に遂行していく方に主力を注ぐといふことが人事院の責任である。極端に言えば、これを一本化して、そして合理化するのはだんだんという工合に考えを進めることは、少し人事院の職務の逸脱の傾向を持つていないかといふことをきのう申し上げたわけなんです。そういう考え方には、基本的には人事院としても反対はないだろう、こう思うのですがいかがでしょう。

○浅井政府委員 御説はごもっともだと思つております。しかし人事院の一番大事な給与の勧告などは、いつもやはり法律の改正を伴うのでございまして、法律改正のところまで人事院が勧告できないといふことはやむを得ないのだからと思ひます。

○西村(力)委員 御答弁なさること、は、そういうお立場だろう、御答弁の通りだろうと思ふのですが、しからばこの前の国会でしたか、参議院で寒冷地関係の給与を改善すべきであるといふ附帯決議がつけられた。これは参議院でありますけれども、院議という意味においては同じだと思ふ。それを受けてまして人事院はどういう努力をなさつていらっしゃるか、それをお聞かせ願ひたい。

○浅井政府委員 御説のようにその附帯決議もありますので、人事院といひましては寒冷地手当の問題等についてただいま十分研究中でございませぬ。まだその結論は出ておりません。○西村(力)委員 その研究はいろいろな立場があるとは思ふのでございませぬが、一つは先ほどの私の関連質問にもありましたけれども、寒冷地手当支給そのものが、地域的にまだ均衡を欠い

ておるといふことがあると思ひます。だからその地域の不均衡を直すといふこと、それから寒冷地に居住する公務員の生活実態からいって、支給基準が妥当であるかどうかといふ問題、あるいはまた新炭手当あるいは石炭手当が、一般公務員に比較して公杜關係、現業關係は相当上回つておると私は聞いておる。そういうものとの比較、あるいは均衡をはかるという問題、そういうふうないろいろな問題があると思ふのでございませぬが、今申したような点はどうかあるか、あるいはそのほかにも検討の方向というものがあつるか、伺いたい。

○浅井政府委員 御説の通り、そのようないろいろな問題にわたつても研究中でございませぬ。

○西村(力)委員 研究中で結論に至らないにしても、今申し上げたような項目について大体どうあるべきだといふ今のあなたの見通しを持っていらつしやるか、それとともにそういう検討がいつ結論を得るような見込みを持っておるか、そういうところを完全に責任を果していただいて、その後合理化をはかるならはかういふ考え方ですと、順序としてはこれはあり得ていいと思ふのですが、そのところがどんな方向であるか全然めづりません、あるいは結論めづりたないといふような状態において、そしてこちらにおいては既得権を侵害するであろうとわれわれが危惧する一本化、合理化の方向を人事院が進めるといふようなことは、順序が倒錯しておると私は思うのですが、今申した、今の段階におけるその検討した項目に対する結論は、どういふ方向をとるか、それから

いつごろそういう結論を出されるかという問題、これについてお答え願いたい。

○浅井政府委員 お尋ねではございませうけれども、その方向が問題なんではないです。結局現在のままの状態での何かの措置をするのか、それとも現在の三つの手当を、たとえば一本化とか何とかいうふうに直すとか、大きなものはそこになってくるだろうと思ひますが、それはまだ結論が出ておりませんので、ちょっと本日この席上では申し上げかねると思ひます。

○西村(力)委員 だから私は冒頭に申し上げておるわけなんです。人事院の主として取り扱うべきところをどこに置くかという問題、それを一番最初に私は取り上げてお尋ねしたのはそこにあるわけなんです。今の御答弁ですと、一本化する過程においてこれをやってみようかどうかということが問題なんだという。それではこちら側の立場と人事院の立場と全く同じだということになる。こつちの方の申請を人事院がやっているのだ、こういう場合にとられてしまう。それでは人事院というものの存在価値はなくなるのじゃないか。やはり法律二百号に示された責任というものを完遂して、そうして政府側において合理化しようとか一本化しようとかいふような方向がきて、それを切りかえた場合において不合理は起らないのだという、こういう準備的な仕事を全部なすというところが必要ではないだろうかと思ふので、主としてどちらに精力を使うか、法律で義務づけられているところにはつきり進むことがあなたの方の仕事の一番大事

なところではないかと質問を申し上げたのですが、いかがでございませうか。

○浅井政府委員 お言葉でございませうけれども、人事院がいつも政府と違つた考えを持たなければならぬというところはないと思ひます。政府の方でも一本化を考へておられるならば、人事院としても、またその一本化というところがうまくいくなら、これは考へてもいいんじゃないかと思つておるのでございませうが、これはお言葉を返すわけではありませんが、何も政府と違つたことを常に人事院が勧告しなければならぬというところはないと思つております。そこで、ただいまいろいろの問題点を全部にわたりますと、これはやはり、法律改正までいく問題もお示しの問題点の中にはあつたようにも思ひます。

○西村(力)委員 言葉を返すことは一向かまわない。大いに所見を述べ合うことはけっこうだと思ふのですが、先ほど今松長官が言われたように、合理化の問題は海のものとも山のものともつかないわけだという場合に最後にばやかされましたが、そう言うほど困難な仕事です。ですから、あなたは、心神を集められてやっても、結局そこにはどうにもこうにもめどつけようもないような泥沼に足を突っ込んだよう、そういうところまで一緒にやる、こういう考え方をとっていらつしやるように

今おっしゃつたが、それが政府と偶然に一致したのだ、そうおっしゃつておられるのですが、そんなことをやつておんげん日を送つてゐる間に、今までの不合理を人事院が認められておられるから、それがいつまでも解決しないということになつてしまふのじゃないか、それでは人事院としては少し意慢のそしりを受けるではないかと思ふ。ですから、そういう考えを持つことは私も全然否定はしませんけれども、なすべきことは先にやはりなすべきじゃないか。そういうことが人事院の独立したあり方として当然じゃないか、こう思ふのですが、いかがでございませうか。

○浅井政府委員 ひとつもつともでございませう。われわれもそのつもりで考へております。一本化ということももちろん考へます。しかしそれが果してうまくいくかどうか、これは問題だらうと思つております。ですからお説のようににわれわれは考へております。

○西村(力)委員 その通りに努力していただきたいと思ふのですが、先ほど法律の改正にもまたが問題が出てくると言うが、しかし、今支給基準、たとえば五級地八割のところを十割にする。その他もその率に従つてみなあげていく、あるいは新炭手当の支給を五級地、四級地に限らず、三級地、二級地までも幾らかおろしていつて不均衡というものをなくしようというのにはできるわけですか。石炭手当にしたつてそれは支給トン数をきめるといつたようなこと、こういうようなことは、そのワタ内では限りにおいては、ワタの中においてそれぞれの方法でも一つやる。支給地の指定はあなたの方で勸

告されれば、それでやれるわけだし、他の法律に転嫁しなければ解決できないという問題ではないはずだと思ふのですが、そのワタ内の改正なら改正できるはずじゃないか。だからそれをうまくやるためには、いろいろな矛盾不均衡を是正するためには、別の法律に移さなければ困るということは言えないではないかと思ふ。いかがでございませうか。

○浅井政府委員 実はただいまお述べになりました中に、すでに法律改正を要する事項が実はあるのでございませう。その一番最初にお述べになりましたことは、法律改正を必要といたします。それから現在の、たとえば四級地であるものを五級地にすると何かといふことは、人事院の勧告でできると思ひます。また先ほど石炭手当のトン数をふやすといふことをお述べになりましたが、これは法律の改正を必要といたしますから、それは両方問題があると思ひます。

○西村(力)委員 私自身法律的な問題はわかりませんが、今五級地を十割なら十割に上げるといふことは、法律改正になると言ひますが、それは寒冷地関係の二百号の法律の改正なんではない。それは当然なんです。私が言うのは、二百号の改正を必要とするというあなたの方の結論が出されれば、それは国会でも考へることなんだし、他の法律に移して改正しなければ解決できない、また別の形のものを作らなければ解決できないといふことは、それは法律改正まで及ぶとつてきようきようしく言われるほどの問題じゃないんじゃないか。だから、そうい

うことであるから、所要の手続を踏めるような工合に、人事院の結論をそこに主力を注いで向けられるべきじゃないかと思ふが、いかがですか。

○浅井政府委員 それは御説の通りでございませうが、ただ私が申しましたのは、技術上法律を改正することが、ただいまお述べになりました中に含まれておるといふことを申し上げたわけでございます。

○西村(力)委員 今結論的にこういう方向をとつておるといふことを述べられなといふことでございませうが、一つお答えが願へませんでしょうか。たとえば、寒冷地給の支給地が取り残された、あるいは均衡を解決した。これは是正する時期はいつごろまでに考へておるか。寒冷地給の八割を十割にして、寒冷地における公務員の生活実態に即応させるといふような、支給基準の引上げをどうするか。三番目に、新炭手当を三級地、二級地ということに考へを及ぼされる御意思があるかどうか。こういう三つの個々についてお考へをお述べいただきたい。

○浅井政府委員 その点は、まだ結論が出ておりませんから、ここで申し上げるのは軽率だらうと思ひますが、やはり級地の指定の問題が大きな問題点であるといふことは言へると思ひます。

○西村(力)委員 それじゃ時間もございませうから何ですが、とにかくこの合理化と称する政府側の意向と偶然に合つたにせよ何にせよ、この寒冷地関係に内在する不合理とからみ合せて一緒にやるんだといふような考へ方を断ち切つて、そうして、現在ある寒冷地給関係の不合理に主力を注いで、そ

れの是正をはかる、そういう方向をとって努力せられる、この方向だけははっきりしていただきたい。私はそのことによって、給与全般に対する検討なり、人事院の勧告的な作業とか、意思表明とかいふものを全面的に否定するということは、この際主張しませんが、主張しないけれども、そつちの方に主力を注いで、その内在する不合理を是正するという方向で御努力なさるかということ、はっきりここでお述べいただきたいと思うわけです。

○浅井政府委員 その点は、ここで私がたゞいまはつきり申し上げかねるのをごさいます。どういふふうな結論になりましか、あるいはたゞいまのものをごさいますか、あるいはたゞいまのものを合理化するという方向で結論を出しますか、それとも、とても一本化というふうなものはできないんだというふうになりまして、現行制度のもとで何か改善をするか、これはまだ私としては今日申し上げることはできないと思ひます。

○西村(力)委員 そういう工合になると、先ほどから申し上げました通り、あなたの方の理想が勝ち過ぎて、現実にある矛盾はいつまでも残されてしまうのじゃないか。それでは、あなたの方は、自分のほんとうの職務である公務員の生活を守るといふ立場は、みずから放棄されておるんじゃないかと思ひます。だから私は申し上げるわけなんです。それでは、人事院は政府の公務員関係の調査室と一本化した方がいいという結論にならざるを得ないんじゃないか。そういう内部に矛盾があるうとどうあろうと、公務員の生活に不平不満があるうと、そういうものを置き去りにして、大綱的な給与改訂だけに主

力を向けて、そうして今苦しめられておる現実を置き去りにしていくというのじゃ、人事院の存在価値はなくなるんじゃないか。それじゃあまりに大所高所に徹し過ぎて、政策的になり過ぎる。どうもわれわれとしては納得しかねる。給与の全面的合理化をはかる過程においてそれを考えていくかどうかまだきまらぬのだというが、きまらぬままに現実にあるいろいろな不均衡、矛盾というものを、それならば便法や何かでどう解決するか、その方法があるのかどうか。それは置き去りにしたまま、そつちの方の大所高所ばかりにらんでも一年も二年も過ぎるということじゃ困るのじゃないか。

○浅井政府委員 あまりそういう理想に走ってばかりいて、現行制度のもとにおける改善のことがおくれやしないか、ごもつともでございませう。われわれと努力いたしております。

○西村(力)委員 重ねて言いますが、その結論を出すためには、一応断ち切って、そしてそちらに主力を注いでいく、こういう方法をとっていただくなければならぬ。再度の御答弁をわざわざしますが、やはり御回答は同じでございませうか。

○浅井政府委員 御趣旨は尊重いたしたいと思ひますが、さいせんからも繰り返しますように、いろいろなことを考へて結論は出さなからぬと思ひます。

ます。

○西村(力)委員 どうもそれでは、人事院というもののあつては、人資をみずからの手で放棄されつづつあるのではないかと、こういう工合に私たちが印象づけられるのです。その点、総裁、十分にお考え願つて、政府側の方針と偶然一致したんといふことを強く主張されることのあまりないようにしていただかなければならぬと思ひます。御希望を申し上げて終ります。

ております。○一五カ月分は、地方公共団体におきましてもぜひ出せるように措置したいと思つております。

○横路委員 出せるように措置をしたといつても、出せるようになっていないのです。だから、出せるように措置を出せるようになつていふのか、明らかにしてもらいたい。

○相川委員 横路君。

○横路委員 期末手当につきまして、総務長官が今おりませんから、先に地方公務員関係について自治庁の方にお尋ねしたい。

○横路委員 今のお話は、国家公務員についても予算のワケ内で出せるようにするから、地方公務員についても予算のワケ内で出すと言われまが、中央官庁には赤字団体というのではないのです。たとえば大蔵省の予算の配分では、既定経費のやりくりができませんで、赤字になつておる、文部省が赤字だとか通産省が赤字だとかいふことはないので、地方公務員は、それぞれ再建団体とか赤字団体というのがたくさんあるのです。赤字団体が何ぼやりくりしたって、別に財源を措置してあげない限り、赤字の解消はできないのです。国家公務員と違ふのです。これをどうなさるのです。

○中島政府委員 横路さんの御質問でございませうが、給与ベースも国家公務員の線まで改善したいと考へておりますし、つきましては、期末手当につきましても、ただいま国会で御審議になつ

うのは、金を貸してやるぞということなのです。金を貸してやるぞということとは、あとで返せよということなんだ。ところが本人の方から、貸してくれる金は要りません、返さないで済む金をもらいたいといふことになると思ひます。ですから、あなたの、短期融資をあっせんしてやることによつて財源措置ができるという考え方は、これは全く誤まりなんです。もしもあなたの方で年末と短期融資をすると思ひます。それが三月末までに交付しますというなら話はわかりますが、ただ単につなぎ融資をやるといふことなら、あなたの方に金を貸しますよ、それは利子をつけて返してもらいますよということなんです。そんなものは要りませんといふことに、赤字団体でもなるにきまつておる。どうなさるのですか。

○中島政府委員 短期融資しました面に対しては、御意見の通りの考えを持つ自治団体もあると思ひますので、財政計画の変更をやります措置したいと思つております。

○横路委員 財政計画の変更をやつてということは、どういふことですか。短期のつなぎ融資は金を貸すことなんです。その金は赤字の上にとさらに積まれてくる。それをあなたの方で何か別途の財源措置をする。別途の財源措置をするといふのは、どういふ方法でやりになるのですかね、その点を明らかにしていただかないと、ただ財政再建措置の計画変更でやりますといふても、でさうことはないのです。ですから、これをただ国会答弁の場なんだから適当にどういふのでなしに、これは実際に地方自治団体はできないのですから、その点やはりもう少し明確にして

○横路委員 短期融資のあっせんとい

ように考えております。

○横路委員 これはどういうことなん
でしようか。既定経費でやり繰りがで
きるといふのは、初め組んだ予算定員
よりも実定員がうんと少いといふこと
なんです。それからまた実際組んで
ある予算の給与額より実際の支給額は
少いといふことなんです。それはど
ういうことを意味するのですか。既定
経費でやり繰りができるというのとはど
ういう意味なんです。

○今松政府委員 そういふ点につきましては、詳しくは財政当局から御説明をしていただく方がはつきりすると思いますが、私も、過去の数年の実績から、出せる見込みを持っておるのではありません。

○横路委員 しかし、総務長官、財政当局と言われましても、あなたとは直接こちらの担当者ですよ。今ここでお答えができれば大変結構ですが明日——とにかく私たち実際にふに落ちないのです。既定経費でやり繰りができると簡単に言われるけれども、既定経費のやり繰りというのは、定員が、たとえば一万人なら一万人として、実際に九千七百人にしか使っていないので、あとの三百人は初めからちゃんとはずしておいて、それでやり繰りするところがあるか、ひとつ明日この委員会に各省の予算定員と予算の給与、それから現在のいわゆる実定員その他について出していただきたいと思ひます。

次に、総務長官にお尋ねをします。が、ここの夏に北海道に勤の職員に石炭手当を国家公務員について支給されましたね。三トンのトン当り七千五百円。あれは合理性があると思つておやりになったのか、人事院の方で勧告なさったから、勧告を尊重するという建前でおやりになったのですか。あれはどちらの方をおとりになったのですか。

○今松政府委員 双方をとったわけではありません。

○横路委員 それでは亀井労働局長にお尋ねしたい。ほんとうは労働大臣に求ていただいた方がなほはつきりすると思つたのですが、八月の三十一日に

石炭手当の仲裁裁定が出されたんですね。これは同じ北海道に勤のいわゆる郵政関係の職員について三・三トンのトン当り七千四百八十円となつております。これはその合理性をお認めになったのか、それとも労働大臣がよく言うように、仲裁裁定は尊重するんだ、仲裁裁定は尊重するんだというのとでやつたのか、それとも三・三トンの七千四百八十円が正しいんだ。これは実に合理性があるということだから、これを実施するようにしたのか、その点労働大臣がいらっしゃいますので、局長にお尋ねしておきます。

○龜井政府委員 仲裁裁定がなされたまですつきましては、仲裁委員会におきまして十分諸般の事情を検討した結果、そういう結論が出たと思ひます。政府としてはその仲裁裁定を尊重するといふ従来の建前からいたしまして、それを尊重した次第でございます。

○横路委員 総務長官にお尋ねしたいのですが、郵政関係の職員の石炭は一トンのトン当り七千四百八十円です。国家公務員関係の職員は一トンのトン当り七千五百円です。これは一体どういふのでしょね。同じ北海道に住んで、同じ政府の職員なんです。これはどういふのでしょかね。これはただ人事院勧告が出たからその通りやつたんです、仲裁裁定が出たからその通りやつたんですというのならわかります。しかし今のお話では、お互いに合理性を認めてやつたと言ふ。同じ政府関係機関で、一方はトン当り七千五百円、一方は七千四百八十円だ、それはどういう意味ですか。

○今松政府委員 両方に差額がありま

すことは、まことにその事実の通りであります。私も、私どもは人事院から算定いたしてきまして額を合理性ありと考へまして、そういうふうに決定したわけでありま。

○横路委員 総務長官にお尋ねしておるのは、総務長官は人事院が七千五百円が妥当だといつたからやつたんだ、こゝう言うんですね。そうすると、その金額は妥当かどうかは別として、人事院勧告をそのままのんだというわけですね。

○今松政府委員 そうでございます。

○横路委員 亀井労働局長にお尋ねしたいのですが、七千四百八十円という基礎ですね。片一方の国家公務員は七千五百円、一方は七千四百八十円である。あなたが仲裁裁定を尊重するといふのは、仲裁裁定が出たから尊重するといふのか。この数字は全然検討しなかつたわけですか。

○龜井政府委員 数字はすべて仲裁委員会において検討されたわけでございます。われわれは仲裁裁定の決定につきましてこれを尊重していくという建前をとつております。

○横路委員 そうするとあなたの方は別に仲裁裁定の結果については、これが七千四百八十円であれ、何であれそれは別として、ただ仲裁裁定の結果を尊重したのだ、こゝういふわけですかね。これは総務長官いかがですか。あなたが国家公務員については政府部内においては最高責任者である。同じ石炭手当で——地域が異なればまた別だと思ひます。これは東北であるとかあるいは関東であるとか九州であるとかいうならわかりますが、同じ北海道に住んでおる国家公務員について七千四

百八十円と七千五百円というのは、これは明らかに不合理だと思う。この点あなたは不合理だと思ひになりますか。

○今松政府委員 同じ品種の同じ量のものでは、確かに不合理があると思ひますが、おそらく勧告をされたり裁定をしたりする方のその取り方に違ひがあるんじゃないかというふうに想像しております。

○横路委員 総務長官今ここで初めて一トンの七千四百八十円という話を聞いたのかもしれないと思ひますが、この点は一つ向うは仲裁裁定なんだ、おれの方は国家公務員なんだ、こゝういふふうにお分けにならないで、お互いに政府職員なんです、現業庁の郵政省の職員なんです、そういう意味であなたは明日までに——それとも七千五百円はこれは不当に低いのだ、だから来年は七千四百八十円に上げますといふのであれば、また話は別なんです。仲裁裁定の方は八月三十一日にこれが出て、国家公務員の方は八月の二十六日か二十七日ごろですから、その四、五日の差があつたために、三百幾ら違つたんだ、だから来年は直します、こゝういふのであればこれは別にあすに持ち込まなくてもいいと思ふのです。が、来年は七千四百八十円に直しますか。

○今松政府委員 私どもの方は人事院勧告によつて妥当なりと思つてやつたのでありますから、人事院の当局ともよく相談をして検討して参りたいと思ひます。

○横路委員 それではこれは総務長官も今すぐこゝで——實際だれが考へてもこの金額はおかしいことです。それ

からもう一つ今、総務長官は明日、金額のことについては重ねて人事院側ともよく相談したいというお話ですから申し上げておきますが、トン数も私はおかしいと思ひます。片一方は三・三トンの片一方は三・三トンの、このことも郵政省関係の職員に何か特別な事情があるのならばそれでいいし、そうでなければこれもやはり来年度は当然最低三・三トンに増額するべきだと思ひます。この点もよく人事院側と御相談願ひたい。しかし仲裁裁定とはいつてもやはり現業官庁の郵政省の職員なんでしょう。ですからこゝういふ意味であなたの方でもこれはぜひ一トンの数並びに金額のことについては、明日御相談なすつて来年度どうなさるかお答えをいただきたい。

○相川委員長 それではこれをもって休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年十一月九日印刷

昭和三十一年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局